

令和元年 第11回

甲斐市農業委員会議事録

令和元年11月25日

1 日 時 令和元年 11 月 25 日 (月) 午後 3 時～

2 場 所 甲斐市役所本館 3 階 大会議室

3 日 程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第 23 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の件
議案第 41 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の件
議案第 42 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の件
議案第 43 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の件
議案第 44 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件

4 欠席委員 9 番 齋藤 一明 委員、13 番 小林 一彦 委員、17 番 坂本 文尚 委員、

5 議事録署名委員 10 番 窪田 眞己 委員、11 番 中澤 恒之 委員

6 職務のために会議に出席した者の職氏名

農業委員会事務局長 箭本 太

農業委員会事務局庶務係 高須 秀樹

農業委員会事務局庶務係 赤澤 政文

農業委員会事務局庶務係 藤井 想

7 閉 会： 午後 3 時 35 分

【事務局長】 只今より第 11 回の総会を始めさせていただきます。
あいさつを交わしたいと思いますので、一同ご起立願います。

相互に礼。

ご着席ください。

続きまして、内藤副会長より開会のことばをお願いします。

【内藤副会長】 (あいさつ)

それでは第 11 回の甲斐市農業委員会総会を開催致します。よろしく
お願い致します。

【事務局長】 ありがとうございました。
続きまして、会長からご挨拶をいただきます。

【議長（会長）】 (あいさつ)

それでは議事に入らせていただきます。

本日の出席委員は 16 人です。定足数に達しておりますので直ちに会
議を開きます。

(日程第 1
議事録署名委員の
指名)

【議長】 日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、10 番窪田委員と 11 番中澤委員を指名致します。

(日程第 2
会期の決定)

【議長】 日程第 2、会期の決定を致します。
本総会の会期は、本日 1 日と定めたいと思いますが、ご異議ございま
せんか。

(異議なしの声)

【議長】	異議がありませんので、本日1日と決定致します。
(日程第3議事) (報告第23号)	
【議長】	<p>それでは議事に移ります。</p> <p>報告第23号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件を上程致します。</p> <p>事務局に番号47番～49番の説明を求めます。</p>
【事務局】	<p>はい、議長。</p> <p>資料1ページをお願いします。農地法施行令第10条第1項の規定により農地転用届出がありました。甲斐市農業委員会事務専決規定第3条により専決処分を致しましたので報告します。</p> <p>はじめに番号47番、住宅地図は1ページをお願いします。</p> <p>●●番地、地目畑、面積589㎡を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により、駐車場にするための届出が出ています。</p> <p>続きまして、番号48番、住宅地図は2ページをお願いします。</p> <p>●●番地、地目田、面積259㎡を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により、宅地拡張のための届出が出ています。</p> <p>続きまして、番号49番、住宅地図は3ページです。</p> <p>●●番地、地目田、面積575㎡を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により、資材置場にするための届出が出ています。これは追認案件です。</p> <p>説明は以上です。</p>
【議長】	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>この案件につきましては報告事項でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。</p> <p>質問がある方はいらっしゃいますか。</p> <p>(なしの声)</p>
(報告第41号)	
【議長】	<p>質問がないようですので、本件の報告を終了致します。</p>
【議長】	<p>次の議事に移ります。議案第41号、農地法第3条の規定による許可申請の件を上程致します。</p>

事務局に番号 12 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料 2 ページをお願いします。番号 12 番、住宅地図は 4 ページから 5 ページ、6 ページをお願いします。

●●番地、地目田、面積 1,320 m²他 4 筆合計 6,022 m²を、●●番地、●●さん他 1 名が、●●番地、●●さんに無償移転で経営地拡大のための許可申請が出ています。

譲受人と譲渡人は叔父と姪の関係になります。譲受人の経営面積は 4,017 m²で、下限面積の 30 a を満たしております。

所有している農機具は、トラクター、田植え機各 1 台、申請地で水稲と野菜の作付けを予定しています。通作距離は徒歩 5 分です。

写真は資料の上から西側、西側、北側、西側、●●番地は東側と西側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】

事務局の説明が終わりました。現地調査の報告ですが、担当委員、推進委員がそれぞれ 2 名おります。まず始めに 6 番飯室委員からお願い致します。

【飯室委員】

6 番飯室です。

今月の 18 日に会長、事務局と現地調査をしました。この土地は私は田んぼの管轄ですが、問題はないと思いますので、皆様のご審議をよろしくをお願いします。

【議長】

次に 11 番中澤委員にお願い致します。

【中澤委員】

はい。18 日に会長、事務局、推進委員で現地へ行ってきました。一部山林化しているところがございますが、本人がやるということでございますので、ご審議をよろしくをお願いします。

【議長】

次に推進委員に意見を求めます。

まず中村征江推進委員に意見を求めます。

【中村（征）推進
委員】

中村です。飯室さんの言ったとおり問題はないと思いますので、よろしくをお願いします。

【議長】

次に保坂推進委員をお願いします。

- 【保坂推進委員】 推進委員の保坂です。
農業委員さんの言われたとおり、規模拡大ということで何ら問題はないと思います。
- 【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。
- (なしの声)
- 【議長】 質問がないようでございます。番号 12 番を許可することにご異議ございませんか。
- (異議なしの声)
- 【議長】 異議がないようですので、本案件を許可することに決定致します。
- 続きまして、事務局に番号 13 番の説明を求めます。
- 【事務局】 はい、議長。
13 番をお願いします。住宅地図 7 ページになります。
●●番地、地目畑、面積 490 m²他 4 筆、次の 3 ページへ行きまして、合計で 2,955 m²を、また 2 ページに戻っていただきまして、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに、有償移転で経営地拡大のための許可申請が出ています。
譲受人の経営面積は 4,978 m²で、下限面積の 30 a を満たしております。所有している農機具は、トラクター、ステレオプレイヤー各 1 台、刈払い機、噴霧器各 2 台で、申請地で柿の作付けを予定しています。柿につきましては、聞き取りで枯露柿だそうです。
譲受人は農地所有適格法人で、現在●●市に農地を所有し、年次報告を行っております。
写真は●●番地と●●番地が北と西側から撮影したものの●●、●●、●●番地が東側、南側、北西側から撮影したものです。
説明は以上です。
- 【議長】 事務局の説明が終わりました。現地調査の報告につきまして 8 番雨宮委員をお願いします。

【雨宮委員】

8番雨宮です。

18日に会長はじめ、推進委員と現地を確認しました。写真を見てのとおり、樹木が繁茂しているところで、20年くらい前から徐々にこのような地域になっている所でございます。

この会社がどのようなものかはっきり分かりませんが、元のように畑に起こして耕作できるようにということです。是非頑張っていたきたいというふうに考えております。問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

【議長】

次に荒川推進委員に意見を求めます。

【荒川推進委員】

推進委員の荒川です。

当日一緒に見させていただいたのですが、二、三疑問があったのですが、事務局で全部調べてくれたようなので、問題はないと思います。

【議長】

納得はされたということですか。

【荒川推進委員】

はい。

【議長】

質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

よろしいでしょうか。番号13番を許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】

異議がないようですので、本案件を許可することに決定致します。

続きまして、事務局に番号14番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料3ページをお願いします。番号14番、住宅地図8ページになります。

●●番地、地目畑、面積168㎡他5筆合計892㎡を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに有償移転で経営地拡大のための許可申請

が出ています。

譲受人の経営面積は2,316㎡で、今回の取得分と併せて3,208㎡、下限面積の30aを満たしております。所有している農機具は、耕運機2台、刈払い機、チェーンソー、ヘッジトリマー各1台で、申請地でお茶、野菜、ユズ等の作付けを予定しています。通作距離は車で1分～5分で、写真は●●番地と●●番地が西、東側から、こちらは現地調査した日はまだ木が繁茂しておりましたが、窪田委員さんに現地を見ていただきまして、19、20日で伐採をしたということでございます。●●、●●、●●番地が西側、北側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。次に現地調査の報告につきまして10番窪田委員をお願いします。

【窪田委員】 10番窪田です。

今事務局から話がありましたが、18日に都合がありまして、私が行ったのは23日ですが、木があったのがきれいになっていまして、畑の方と併せまして何ら問題はないのではないかと思います。審議の程よろしくをお願いします。

【議長】 次に中村理推進委員に意見を求めます。

【中村（理）推進委員】 はい、推進委員の中村です。

先日18日に会長、副会長、事務局と現地調査をして参りました。

かなり急傾斜の所がありますが、何ら問題はないと思います。ご審議をよろしくをお願いします。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようでございます。番号14番を許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可することに決定致します。

続いて次の議案に移りますが、●●委員に係わる案件ですので、●●委員につきましては、しばらくの間退席をお願いします。

(●●委員退席)

【議長】 それでは事務局に番号 15 番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

それでは資料 4 ページをお願いします。番号 15 番、住宅地図は 9 ページになります。

●●番地、地目畑、面積 1,074 m²を、●●番地、●●さんが、

下へ行きまして、●●番地、地目畑、面積 870 m²を、●●番地、●●さんが、合計で 1,944 m²になります。●●番地、●●さんに有償移転で経営地拡大のための許可申請が出ています。

譲受人の経営面積は 18,355 m²で、下限面積の 30 a を満たしております。所有している農機具は、トラクター 1 台で、申請地で野菜、柿の作付けを予定しています。通作距離は車で 8 分、写真は南東と南西側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】 事務局の説明が終わりました。現地調査の報告につきまして、15 番小宮山委員をお願いします。

【小宮山（敏） 委員】 15 番小宮山です。

18 日に会長、事務局、推進委員と現地を確認しました。現状は放棄地のようになっていますが、半分は柿が植わっていて、あとの半分は草が生えています。●●委員が耕作するというで何ら問題はないと思います。現状●●委員は随分耕作しておりますので、大丈夫だと思います。よろしくをお願いします。

【議長】 次に内藤推進委員の意見を求めます。

【内藤推進委員】 推進委員の内藤です。

小宮山委員さんの言うとおりに別問題はないと思います。よろしくをお願いします。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようでございますので、番号 15 番を許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可することに決定致します。

それでは●●委員の入室を認めます。

(●●委員入室)

【議長】 ●●委員に報告を致します。
番号 15 番は承認をされましたのでお知らせを致します。

【●●委員】 ありがとうございました。

(議案第 42 号)

【議長】 それでは次の議案に移ります。議案第 42 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の件を上程致します。
事務局に番号 6 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料の 5 ページをお願いします。番号 6 番、地図は 10 ページになります。

●●番地、地目畑、99 m²他 3 筆合計 579 m²を、●●番地、●●さんが共同住宅にするための許可申請が出ております。

申請地は用途区域内で第 3 種農地を判断することができます。申請書に添付された事業計画書等から問題はないと考えられます。

補足説明です。追認案件で経過理由書の添付があります。こちらは昭和 63 年 11 月に農地転用許可後、共同住宅を建設しましたが、地目変更をせず、また許可書を紛失したまま今日に至りました。今年の 7 月に申請人が相続したときに、地目上農地であることを確認したために今回の申請となりました。給排水は東側の上下水道本管に接続されております。

す。

写真は西側と東側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。次に現地調査の報告を7番矢崎委員にお願いを致します。

【矢崎委員】 はい、7番の矢崎です。
会長、事務局と一緒に18日に現地を見に行ったのですが、私自身もここはよく通るので現地は確認はしていたのですが、農地のままにしているとは思いませんでした。縦割り行政の一番悪いところでこういう結果が出るのですが、現状を認めざるを得ないので、皆さんのご審議をお願いするのですが、現状では問題はないと思いますのでよろしくお願ひします。

【議長】 次に高山推進委員の意見を求めます。

【高山推進委員】 推進委員の高山です。
矢崎委員と同じく問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願ひします。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようですので、番号6番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

(議案第43号)

【議長】 それでは次の議案に移ります。議案第43号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の件を上程致します。
事務局に番号46番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料の6ページをお願いします。番号46番、住宅地図は11ページになります。

●●番地、地目畑、面積726㎡を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により、太陽光発電施設にするための許可申請が出ています。

申請地は集落接続があり、住宅等が連たんする区域内で第3種農地と判断することができます。一般基準については、申請書に添付された事業計画書、太陽光発電設備計画書、平成31年9月13日付けの設備認定書、電力受給契約書類、隣接耕作者の同意書などから問題はないと考えられます。

補足説明です。譲受人は180枚300.6㎡の太陽光パネルを設置する計画で、発電量は最大で1時間当たり55.8kwです。雨水は自然浸透、周囲は1.2mのネットフェンスの設置を予定しています。

写真は南西側から撮影したものです。説明は以上です。

事務局の説明が終わりました。次に現地調査の報告につきまして2番柵津委員にお願いを致します。

【柵津委員】

2番柵津です。

過日18日に会長と事務局、高橋推進委員と現地を見て来ました。農地では何の問題もないと思いますが、南側に住宅があって照り返しが厳しいという苦情が出るだろうという雑談が出ましたが、農地法というか地面的には問題はないと思います。

【議長】

次に高橋推進委員に意見を求めます。

【高橋推進委員】

推進委員の高橋です。

この間現地調査に行きました。何ら問題はないと思います。

【議長】

これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようですので、番号46番につきまして許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

(議案第 44 号)

【事務局】 次の案件に移ります。
議案第 44 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件を上程致します。
事務局に利用権設定の番号 47 番～55 番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。
資料の 7 ページをお願いします。番号 47 番、住宅地図は 12 ページになります。
●●番地、地目畑、面積 330 m²を、●●番地、●●さん外 1 名、下へ行きますして、番号 48 番、住宅地図は 13 ページになります。
●●番地、地目畑、面積 778 m²他 1 筆合計 1,685 m²を、●●番地、●●さんが、
下へ行きますして、番号 49 番、住宅地図は 14 ページになります。
●●番地、地目畑、面積 759 m²を、●●番地、●●さんが、次のページ 8 ページに行きますして、番号 50 番、住宅地図は 15 ページです。
●●番地、地目畑、面積 2,372 m²を、●●番地、●●さんが、下へ行きますして、番号 51 番、住宅地図は 16 ページになります。
●●番地、地目畑、面積 495 m²を、●●番地、●●さんが、下へ行きますして、番号 52 番、住宅地図は 17 ページになります。
●●番地、地目畑、面積 510 m²を、●●番地、●●さんが、次のページ 9 ページへ行きますして、番号が 53 番、住宅地図は 18 ページになります。
●●番地、地目畑、面積 591 m²を、●●番地、●●さんが、下へ行きますして、番号が 54 番、住宅地図は 19 ページになります。
●●番地、地目畑、面積 784 m²を、●●番地、●●さんが、合計で 9 筆 7,526 m²を、●●番地、●●さんが 畑を 5 年間、引き続き貸し付ける計画が出されました。
小作料は無償で、野菜・ウメの作付けを予定しています。所有している農機具はトラクター、ユンボ各 1 台、乗用草刈り機 2 台、草刈り機 7 台、クワ・スコップ 32 本です。

続きまして、番号が 55 番、住宅地図は 20 ページになります。

●●番地、地目畑、623 m²他 4 筆合計 4,959 m²を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに畑を 5 年間、引き続き貸し付ける計画が出されました。

小作料は 10a あたり 30,248 円、全体で 15 万円です。ブドウの作付けを予定しています。所有している農機具はトラクター、SS、乗用モア、ハンマーナイフモア、管理機、動噴各 1 台です。

説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。この案件につきましては利用権設定でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

何か質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようですので、番号 47 番～55 番を承認することに決定致します。

以上で本日の審議はすべて終了致しました。

小宮山副会長より閉会のことばをお願い致します。

【小宮山副会長】 (あいさつ)

以上をもちまして第 11 回の農業委員会を閉会と致します。

午後 3 時 35 分 閉会